

静岡県最低賃金専門部会運営規程案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条 静岡県最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する静岡最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。</p>	<p>第 1 条 <u>この規定は、静岡県最低賃金審議会に設置する静岡最低賃金専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。</u></p>
<p>第 2 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。（新設）</p>	
<p>第 3 条 専門部会の会議は、（以下省略）</p>	<p>第 2 条 静岡県最低賃金専門部会の会議は、（以下省略）</p>
<p>第 4 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。（新設）</p>	<p>第 3 条</p>
<p>2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する</p>	

<p>同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。(新設)</p> <p>3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。</p> <p>4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。(新設)</p> <p>2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。</p> <p>3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。(新設)</p> <p>第6条</p> <p>第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>3 議事録を非公開とする場合には、</p>	<p>1 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に<u>適切な方法で速やかに通知するものとする。</u></p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に<u>適切な方法で通知するものとする。</u></p> <p>第4条</p> <p>1 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を<u>受けなければならない。</u></p> <p>第5条</p> <p>第6条 会議の議事については、議事録を作成し、<u>議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第1項のただし書きにより、</u></p>
---	--

<p>議事要旨を作成し公開するものとする。(4項から繰り上げ)</p> <p>第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。</p> <p>第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。(新設)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>	<p><u>部会長が非公開とした会議については、議事録及び会議の資料も非公開とする。(削除)</u></p> <p>4 <u>議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。</u></p> <p>第7条 部会長は、<u>静岡県最低賃金専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、静岡地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。</u></p> <p>第8条 <u>この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、静岡県最低賃金専門部会の議決に基づいて行う。</u></p>
--	--

(傍線部分は改正部分)